

令和4年9月定例会 総務委員会（付託）

令和4年9月28日（水）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

増富委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けすることにいたします。

【報告事項】

- 「未知への挑戦」とくしま行動計画及びv s 東京「とくしま回帰」総合戦略の評価結果の概要について（資料1）
- 令和3年度徳島県内部統制評価報告書について（資料2-1, 2-2）
- 「徳島県公文書等の管理に関する条例（仮称）」素案（資料3-1, 3-2）

黄田監察局長

監察局から、3点御報告させていただきます。

1点目は、「未知への挑戦」とくしま行動計画及びv s 東京「とくしま回帰」総合戦略の評価結果の概要についてでございます。

資料1を御覧ください。

まず、1、県政運営評価戦略会議についてでございます。

政策推進に係る県民意見の積極的な反映と県民目線からのチェック機能の強化を図るため、当該戦略会議を設置し、県政の運営指針である行動計画及び挙県一致で地方創生を推進するための総合戦略の施策について評価を行ったところでございます。

次に、2、評価方法についてでございます。

（1）評価の対象は、行動計画の主要施策91施策及び総合戦略の具体的な施策15施策としており、（2）評価の視点といたしまして、行動計画は3年目の評価を、総合戦略は2年目の評価として実施し、評価基準を客観化し、計画改善見直しに向けた委員からの提言に重きを置いて評価を実施いたしました。

また、県では、DXとGXの実装を二つの推進エンジンとして位置付け、施策を展開していることから、DXおよびGXに関連する項目を大きくくり化して取組状況を可視化し、委員から意見を頂きました。

2ページを御覧ください。

3、行動計画の評価結果についてでございます。

（1）総括として、表-1の下から2段目、計欄に記載しておりますとおり、順調が62施策、要注視が20施策、要改善が9施策との評価を頂きました。

3ページから4ページにかけては、戦略会議で頂きました主な御意見や御提言を記

載しております。

5 ページを御覧ください。

4, 総合戦略の評価結果についてでございます。

(1) 総括として、表-2の下から2段目、計欄に記載しておりますとおり、順調が10施策、要注視が5施策、要改善がなしとの評価を頂きました。

6 ページにつきましては、戦略会議で頂きました「主な御意見や御提言」を記載しております。

次に、7 ページを御覧ください。

5, 戦略会議で採択された県民からの優れた意見・提言につきましては、とくしま目安箱等に寄せられた御意見や御提言のうち、優れた意見、提言として7件を採択しております。

今回の評価結果につきましては、戦略会議から徳島県総合計画審議会及び地方創生“挙県一致”協議会へ提言いたしまして、次期総合計画の策定や総合戦略の改善見直し、新たな施策展開などにつなげていくこととしております。

2点目は、令和3年度徳島県内部統制評価報告書についてでございます。

資料2-1を御覧ください。

この度、地方自治法の規定により内部統制評価報告書を作成し、去る9月26日に監査委員の意見を付けて、県議会議長宛に提出いたしましたので、御報告させていただきます。

まず、1, 内部統制の整備及び運用に関する事項についてでございます。

内部統制は、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることにより、リスクを一定の水準以下に抑え、事務の適正な執行を確保するものでございます。

次に、2, 評価手続につきましては、令和3年度を評価対象期間、令和4年3月31日を評価基準日として、財務に関する事務について評価を実施したところでございます。

3, 評価結果につきましては、重大な不備は認められず、評価基準日において有効に整備、評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

なお、当該評価報告書につきましては、資料2枚目にありますとおり、監査委員による審査を行っていただいております。3枚目の審査意見書の最下段、5, 審査の結果及び意見に記載のとおり、評価手続及び評価結果に係る記載は相当との判断を頂いたところでございます。なお、資料2-2は、評価報告書の詳細を記載した説明資料でございます。

今後とも、内部統制制度の適切な整備、運用により一層努め、県行政の運営の適正性を確保し、県民の県政に対する信頼を向上させるよう取り組んでまいります。

3点目は、徳島県公文書等の管理に関する条例（仮称）素案についてでございます。

資料3-1を御覧ください。

本条例につきましては、さきの6月定例会において骨子案を御報告させていただき、御論議いただいたところでございます。その後、外部有識者からの御意見を伺い、条例素案として御報告させていただくものでございます。

まず、総則におきまして、条例の目的等を定めることとしております。

次に、公文書の管理におきまして、より一層の適正な管理を図るため、文書の作成義務や文書の整理、保存、移管又は廃棄について定め、また、電子情報システムの利用を努力

義務とすることなどを定めることとしております。さらに、特定歴史公文書等の保存、利用等におきまして、文書館における文書の保存、利用及びそれに伴う手続について定めることとしております。

なお、資料3-2は、条例素案の詳細版でございます。

今後、県議会での御論議やパブリックコメントでの御意見を踏まえ、令和5年2月定例会に条例案を提案させていただきたいと考えております。

監察局からは、以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

増富委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

北島委員

私のほうから、先ほど御説明がありました公文書の管理条例（仮称）素案について、質問させていただこうと思います。

これは、先般6月定例会の事前委員会で当時は骨子案ということで出していたものと思いますが、今回素案ということで提示していただいています。これについて改めて説明を頂きたいんですが、6月定例会の骨子案の報告後、どのように検討を進めてきたのか、またそれがどのような内容となったのかというところを具体的に教えていただけますでしょうか。

美原法制文書課長

ただいま北島委員から、公文書管理条例素案の検討の状況及び内容について御質問いただいたところでございます。

公文書管理条例につきましては、6月定例会の事前の総務委員会におきまして、骨子案を報告させていただいた後、庁内組織にある検討会議で、今回の報告のたたき台となる素案の案を検討いたしたところでございます。

その後、外部有識者としまして、情報公開審査会及び文書館協議会に諮問させていただき、文書館協議会は9月22日、情報公開審査会は9月26日にそれぞれ答申を頂いております。これを受けて、素案の案を見直し、今回素案として報告させていただいたものでございます。

今回、報告させていただいた素案におきましては、骨子案で報告した条例の目的や電子情報システムの利用の努力義務といった条例の特色を軸に、意思決定過程も含めた文書の作成義務や整理、保存、廃棄、移管までのライフサイクル、文書館に移管した公文書等についての利用及び情報公開条例に準じた利用制限などについて条例の核となる案を記載しているところでございます。

北島委員

今の御答弁いただいた中で、外部有識者として情報公開審査会と文書館協議会に諮問したということをお話しいただきましたが、それぞれどのような議論が行われたのか、またその意見が素案にどのように反映されているのか教えていただけますでしょうか。

美原法制文書課長

ただいま、外部有識者における議論及び素案への反映についての御質問を頂いたところでございます。

公文書管理条例に関する外部有識者といたしまして、現用の公文書について知見のある徳島県情報公開審査会と歴史的文化的価値のある文書について知見のある徳島県立文書館協議会それぞれに素案の案を提示し、諮問させていただきました。

情報公開審査会は8月2日から9月26日まで計3回、文書館協議会は8月30日の1回、それぞれ開催され意見を頂いたところでございます。

文書館協議会から9月22日、情報公開審査会から26日に答申を受け、盛り込むべきと指摘のございました実施機関における文書の保存期間の延長や、特定歴史公文書等の部分利用に関する事項などにつきまして、今回報告した素案において反映させていただきました。

加えて、それぞれの審査会から意見として、条例の目的である県民主体という考え方を重視すべきということや、デジタル化を前提とした公文書管理ルールの見直し、歴史的文化的価値のある文書について、適切な基準を設定することなどを頂いておりまして、条例施行後の運用面での参考としたいと考えております。

北島委員

両審議会から保存期間の延長とか特定歴史公文書の部分公開等についてのことを素案に反映したということが分かりました。ありがとうございます。

続いて、以前の骨子案の中に、条例の特徴として挙げておられましたDX化の努力義務に関連して、公文書管理のDX化について現時点でどのような取組が行われているのか教えていただけますでしょうか。

美原法制文書課長

ただいま、現時点における公文書管理のDX化についての御質問を頂きました。

公文書管理の電子化は実施機関ごとに異なるところで、知事部局におきましては、電子決裁・文書管理システムを平成22年度から運用を開始しております。現在、電子決裁率100パーセントに向けて取組が進められているところでございます。このシステムによりまして、ペーパーレス化や決裁文書の共有や共同利用など、業務効率化、コスト削減、文書管理の適正化の効果が得られているところでございます。

本年2月の今後の公文書管理については、電子媒体により管理保存することを基本とするという国の方針を踏まえつつ、引き続きデジタル化につきまして、業務の効率化や利便性を高める取組について努めてまいりたいと考えております。

北島委員

ペーパーレス化は、業務の効率化や利便性を高め、非常に大きな効果が出ると思います。是非とも進めていただきたいと思います。

改めて素案の内容の中に、文書の作成について意思決定過程を含めた文書の作成を義務付けということですが、これはほかの都道府県であったり、法律等々ではどういふふうになっているのか、現状を教えてください。

また意思決定過程の文書、どのような場合にこの文書を作成するのか、非常に職員の皆さんが判断に迷うと思います。作成すべき基準というのを具体的に示す必要があるのではないかなと思いますが、この2点について教えてくださいませんか。

美原法制文書課長

ただいま、条例素案における文書の作成義務に関する他県の状況及び公文書を作成すべき基準についての御質問を頂きました。

今回の素案におきましては、意思決定に至る過程及び事務事業の実績を合理的に跡付け、又は検証できるよう、軽微なものを除き文書の作成義務というものを記載しております。これは国における公文書管理法や他県の条例でも同様の規定となっているところでございます。

公文書を作成すべき基準につきましては、情報公開審査会の答申にも同様の御指摘がございます。内容といたしましては、実施機関の職員にあっては、意思決定過程のどの範囲まで文書を作成すべきかの判断は困難な場合がまれではないと思われるので、運用に当たっては、ガイドラインなどを整備すべきであるという答申を頂いております。このため条例制定に当たっては、国において通知等で作成する文書が例示されており、そういった事例を踏まえまして、こうしたものを参考に本県でもガイドラインを作成し、施行までの間に研修などにより、実施機関の職員に周知の上、適切に文書管理を進めることを想定しているところでございます。

北島委員

ガイドラインを作成して職員の皆さんに周知をしていただくということでございます。

6月の総務委員会でも最後に申し上げましたけれども、やっぱり公文書というのは、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的財産、資源でありますので、主権者である国民県民の皆さんが、きちんと必要な情報が得られるよう、今回の条例が確実に、そして適正に施行されるよう是非ともお願い申し上げます。

庄野委員

今の北島委員さんが質問されまして、おおよそ公文書管理条例（仮称）の中身というのが分かりました。これから大事な部分になりますので、是非進めていただきたいと思います。ですけども、少し質問したいと思います。

素案の中での実施機関というのが、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人並びに徳島県住宅供給公社及び徳島県土地開発公社ということで、非常に多

岐にわたる多くの実施機関がありますけれども、文書の作成義務に加えて、文書管理のためのファイル作成とか、公文書の管理状況の報告とか、今まで以上に様々な業務が記載されておるんですけれども、実施機関の職員さんの業務上の負担について、DX化も捉えていくとかなり業務負担になるのではないかなと思いますけれども、そこらはどういうふうクリアしていかれるのでしょうか。

美原法制文書課長

ただいま庄野委員から、公文書管理条例の素案に関しまして実施機関の職員の負担についての御質問でございます。

公文書管理条例につきましては、公文書の作成から整理、保存、廃棄、移管までの文書のライフサイクルに基づく適正な公文書管理を規定するものでございます。

職員の負担についてということでございますが、知事部局では、現在の公文書管理規則や文書規程においても、文書の保存、廃棄等について定めておりまして、今回の条例が現状に比べて運用面で大きな負担が生じるといったものではないと認識しているところでございます。

なお、条例で新たに規定いたします管理状況の報告など新しい事務につきましても、職員の過剰な業務負担が生じないように、その手法等につきまして研修などにより適切に周知をしてまいりたいと考えております。

庄野委員

よく分かりました。

細かいことになるんですけれども、条例の素案では廃棄の場合に文書館長に協議するとか、特定歴史公文書等の利用ということなど文書館の業務を定めておりますけれども、文書館の職員さんの負担といいますか、そこら辺はどういうふうになるのでしょうか。

美原法制文書課長

ただいま、条例素案におけます文書館の職員の業務負担に関する御質問を頂いたところでございます。

現在の公文書管理規則などにおきましても、保存期間の満了した文書につきましては、文書館に引き渡すか、廃棄することを規定しております。そのうち廃棄に当たっては、文書館が確認を行うことと規定しております。

文書館への廃棄文書の確認につきましては、現在主に知事部局の文書を中心に行っているところですが、実施機関が増えることによりまして業務量が増加するといったことが想定されるところでございます。また、文書館における保管文書の利用については、新たに特定歴史公文書等として情報公開条例に準ずる利用制限が設けられるなど、新たな制度が規定されることとなります。

県民の方々における特定歴史公文書の利用の面で支障が生じないように、文書館と緊密に連携を図り、職員の負担軽減も含め、県民の利用が円滑になされるよう制度設計を図ってまいりたいと考えております。

庄野委員

よく分かったんですけども、素案では文書館に移管する歴史的文化的価値のある文書は、あらかじめ実施機関の職員さんが仕分をするということになっておりますけれども、県民から見ると、非常に重要な歴史的、文化的価値がある文書というのは、大変重要なことなんですけれども、先ほど公文書の基準ということをお北島委員さんにも言われておりましたけれども、どれが歴史的文化的価値がある文書なのかをどういうふうな基準で職員さんが判断していくのか。やっぱりきちんとした判断基準がなかったら、担当する職員さんもいろいろな部局にまたがっていますので、どれがそうなのかと判断する負担が大きいと思うんですけども、そこら辺はどういうふうクリアをしていかれるんでしょうか。

美原法制文書課長

ただいま、歴史的文化的価値がある文書の判断基準について、御質問いただいたところでございます。

まず、条例素案におきましては、実施機関は保存期間の満了前のできるだけ早い時期に、満了日にとるべき措置を定めます。具体的には、歴史的文化的価値のある文書については、文書館に移管若しくは廃棄することを定めるところでございます。

この実施機関の職員の移管、廃棄の判断の前提となる歴史的文化的価値のある文書の基準につきましては、外部有識者として諮問させていただいた文書館協議会におきまして、大いに議論があったところでございます。その中で、現在文書館が設定している資料収集基準が判断の一助となるものと考えられますが、こちらは昭和61年に定められたものであり、見直す必要性が大きいという意見が多かったものでございます。

また、御意見といたしまして、歴史的文化的価値については、現在の時点では判断が難しい。また人によって違うという二つの視点が示され、補助的要件として、社会的、公共的といった観点を盛り込むべきではないかという意見も頂いたところでございます。

職員の円滑な業務遂行のため、条例の運用基準、いわゆるガイドラインにおきまして、歴史的文化的価値のある文書の基準を示すことは必須と考えております。今後も文書館と連携し、適切な基準を示せるよう検討を重ねてまいりたいと考えております。

庄野委員

基準というのが社会的にも公共的にも示していく必要があるということです。2月議会が条例案の提案ということで、まだ少し時間がございます。公文書というのは、先ほども北島委員も言われましたけれど、やっぱり県民にとっては、後々に非常に大切な情報でございます。大変多くの実施機関になっておりますので、これらの公文書、また歴史的文化的価値のある文書が、きちんとした形で残していけますように、また、文書館もそんなに多くの職員さんが常駐しているわけではないと思いますので、また非常に多くの業務で困ることがあれば、その辺も含めて、そんなことも考えていく必要があるのかなと思います。県民の利益になる条例だと思っておりますので、是非文書館協議会や情報公開審査会等々の議論も受けた中では素晴らしい条例を作っていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

須見委員

私からも公文書管理条例の素案について、何点かお伺いしたいと思います。

目的のところでは県民共有の知的資源とありますが、他県の公文書管理条例では知る権利という言葉が明示している例もあると聞いております。徳島県の素案では知る権利という言葉は使っていないわけですが、その部分をどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

美原法制文書課長

ただいま須見委員から、条例素案の目的におきまして知る権利の文言を使っていないことについて御質問いただきました。

条例素案は、国の公文書管理法を念頭に他県条例も参考としながら検討したものでございます。

目的の部分におきまして、直接知る権利という言葉は使っておりませんが、県民が主体的に利用し得るものという表現を用いております。これは知る権利の考え方は実質的に取り入れられているとされる公文書管理法に準じた書きぶりとしているものでございます。公文書管理法におきましては、最高裁の判例や、学説上完全にコンセンサスが成立しているわけではないといったことから、知る権利という言葉を用いなかったとされているところでございます。

なお、目的規定に関する補足といたしまして、文書館協議会から頂いた御意見として、公文書が住民自治を支える基本的インフラであるから健全な民主主義を支えるという概念を取り入れることという御意見を踏まえまして、素案詳細版でございますけれども、目的の箇所に県民共有の知的資源の前に、健全な民主主義の根幹を支えるという表現を加えたところでございます。

須見委員

他県では使っているところもあるということ、他県の条例も参考にしながら検討したものとはいえ、最高裁の判例とか、完全に合意されているわけではないので徳島県としては知る権利を使わなかったと分かりました。

続きまして、最近庁内で協議録が作成されていないのではないかとみたいな新聞報道があったとは思いますが、公文書管理条例が制定されますと、意思決定に至る過程の公文書として、このような文書も作成する義務があるということになるのか教えていただきたいと思っております。

美原法制文書課長

ただいま、公文書管理条例における協議録など、具体的な公文書の作成義務があるかどうかについての御質問を頂いたところでございます。

現在の公文書管理規則による運用では、個別具体の事案における公文書の作成につきましては、施策や事業、経緯について熟知している担当部局において判断しているところでございます。

公文書管理条例の素案におきましては、条例の目的を達成するため、意思決定に至る過

程や事務、事業の実績に至る過程を合理的に跡付け又は検証することができるよう文書を作成しなければならないとしているところでございます。

仮に、この条例が素案と同内容で制定、施行された場合には、先ほど北島委員に答弁させていただいたとおり、条例所管課として国の通知等に準じましてガイドラインなどで文書作成の指針などを示すことになると考えております。

この場合、個別の業務に係る文書の作成につきましては、意思決定に至る過程や、事務事業の実績に係るものであるかどうか、事案が軽微なものであるかどうかを考慮して業務の主管課において判断されるものと考えております。その点では、現行の取扱いと異なることはございません。このため、条例が制定された場合におきましては、施行時から業務の主管課において、条例に沿った運用が円滑にできるよう、条例の趣旨やガイドラインなどについて研修などにより周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

須見委員

最後に、基本的な考えになるんですけれども、公文書管理条例が制定されれば、公文書が適正に管理されることが実現すると言えるのか。公文書の適正管理を確保する手法として、県としてはどのように考えているのか、最後にお答えいただきたいと思っております。

美原法制文書課長

ただいま、条例制定後の公文書の適正管理を確保する手法についての御質問でございます。

国の公文書管理法におきましては、内閣総理大臣改善勧告や、改善措置に対する報告義務などの権限を付与しているところでございますが、既に条例を制定しております他都県におきましては、知事部局や議会事務局をはじめ、他の実施機関は独立の関係にあるということで条例制定済みの他県でも条例で知事などに同様の調査権限を与えている事例はございません。

このため条例素案におきましては、公文書の管理が適正に行われることを確保するため、各実施機関において公文書管理規程を設けるとともに、文書の管理状況を報告し、知事が公表することとしているところでございます。それぞれの実施機関が定めた管理規程に基づきまして、それぞれの実施機関において文書の適正確保が図られるものと考えております。

例えば、現在の知事部局におきましては、各所属長が各課における公文書管理を総括するほか、各所属に文書取扱責任者と文書整理担当者を配置し、適正な文書管理に努めているところでございます。条例の制定施行後におきましては、各実施機関におきまして、条例に基づいた公文書管理を進めていくものと考えているところでございます。

須見委員

公文書管理が適正であるためには、条例が制定されれば終わりということではなくて、職員一人一人が、ふだんからそういうことにしっかりと取り組んでいくことが大事と考えております。引き続き、公文書が適正化されるようにしっかりと努力していただきたいと、私からも要望して終わりたいと思っております。

庄野委員

続きまして、人事課から提案されております条例案、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例ということで、中身については、定年制が今60歳から65歳に段階的になるということで、10年をかけて65歳になっていくというようなことです。年金とのリンクを考えたら、今までの再任用という仕組みよりも、条例できちんと定年制を65歳とするということは非常にこれはいいことだと理解しております。

例えば、職員の方で60歳で一旦辞めて、例えば親の面倒を見るとか、いろいろなライフステージを描いている方もいると思うんですけども、今回の65歳の定年延長は、職員さんにとっては従来より選択肢が増えたという理解でよろしいのでしょうか。ちょっと制度について少し中身を詳しくおっしゃっていただけたらと思います。

高崎人事課長

ただいま庄野委員より、定年延長に係る制度についてもう少し詳しくということで御質問を頂きました。

この度、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例ということで、委員からお話を頂きましたように、これまで60歳だった定年を65歳までに段階的に引き上げることと併せまして、関係条例について計15本の所要の整備を行うものでございます。

職員の定年等に関する条例の中に、定年前再任用短時間勤務制というのを新たに導入をしたこと、それも定年等に関する条例の中に導入するというのを盛り込んだ改正内容になっておりまして、高齢期職員について健康面であったり人生設計上の理由などによりまして、多様な働き方のニーズが高まっているということで、これまでは再任用の短時間勤務職員として勤務すること、また退職して第二の人生を歩むということだったんですが、それに加えて定年延長によってフルタイム職員として65歳まで勤務することが可能となります。例えば62歳までフルタイムで働いていたけれども、65歳まで残り3年を再任用短時間勤務として勤務することも可能ですし、委員が今おっしゃったように家族の介護があるということで一旦退職したけれども、また改めて再任用短時間勤務職員として勤務することも可能となっております、職員にとりましては働き方の選択肢が広がるものとなっております。

同様に、職員の定年等に関する条例の中で、情報提供、意思確認制度も新設することとしておりまして、60歳を超えた職員の勤務形態が多様になることを踏まえまして、職員に対しましては60歳に達する前年度に60歳以降の勤務条件の情報を提供するとともに、勤務の意思確認を行うこととしております。60歳以降もこれまで培った経験や知識を生かして活躍したいという意欲のある職員にとりましては多様な選択肢が広がるということで、有意義な制度になると認識しております。

庄野委員

おおよその制度の仕組みが分かりました。

そうしたら、65歳まで勤務をすることで、給与は従前の給与の7割程度と聞いていますけれども、今まで後輩の方々が今度自分たちの上司という形にはなるんですね。そし

たら役職みたいなものは、大体どういうふうな形になるのでしょうか。そこらを少し教えてください。

高崎人事課長

ただいま庄野委員より、役職がどうなるかという御質問でございます。

職員の定年等に関する条例の中で、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入することとしております。管理職だった者、それから管理職と同等の、例えば行政職でいうと6級職の副課長であったり、担当課長であった者につきましては、60歳で役職定年ということでその役を降りるということになります。その場合に、管理職ではない、課長補佐が一番の上位職になるんですけれども、課長補佐級になるということで、その点で言うと役職が逆転するということにはなりませんけれども、それはやはり定年延長ということによって、若手職員、中堅職員のやる気、意欲というのをそがないようにするためのものでありますし、昇進機会というのを確保して、組織の新陳代謝を図って、組織全体の活力を維持するためというところでございます。役職定年で役降りしてきた職員は課長補佐級の職になるということにはなりませんけれども、これまで培ってきた知識や経験が十分に生かされるように、またそういった知識を後輩たちに十分に継承していただけるように、適正な人事配置、人員配置に努めてまいりたいと考えております。

庄野委員

今まで随分と長い間、県庁の組織の中で苦勞してきた方々ですので、知識も情報も多分豊富だろうと思います。そこら辺は後輩の皆さん方が例えば課長になったりしたときに、県民からの要望はいろいろ多岐にわたるところがあると思いますので、そういう意味では、過去の経験を生かして後輩課長等々を是非サポートできるような、そうした開かれた体制にしていきたいと思っております。

それともう1点、退職手当のことについてお聞きしたいと思っております。

これは職員厚生課のほうになるんですね。退職手当は60歳で定年制のときは60歳の定年のときに退職手当が頂けるんでしょうけれども、今度は65歳定年になるんで、65歳でやめるときじゃないと頂けないということになると思うんです。例えば給与が7割になりますので、不利益等々が起こらないのかどうかというのが、少し心配なんですけれども、そこらの退職手当の支給要件というのはどうなるのでしょうか。

和田職員厚生課長

庄野委員から、定年延長後の退職手当について御質問いただきました。

退職手当につきましては、基本額と調整額からなっております。基本額のほうは、退職日の給料月額に退職事由と勤続年数に応じ定められた支給率を掛けた額、また調整額のほうは、在職時の職責に応じまして加算される額となっております。

基本額の算定に当たりましては、給与改定以外の理由で退職時の給料がピーク時の給料より少ない場合には、採用からピークまでの期間とピークから退職時までの期間に分けて計算し、それを合算いたしまして計算するピーク時特例、そのような既存の制度がございます。

今回、給料月額が7割水準になりましたが、この特例を利用することによりまして、ほとんどの職員は60歳時点の給与額が算定に反映されますので、マイナスの影響は受けないところです。しかしながら、ピーク時が60歳時点より前にあって、かつピーク時に勤続期間を支給率の上限、最高率であります35年に到達していない場合、一部の職員が該当いたしますが、そのような場合につきましては60歳時点の給与額により算定した手当額を保障する措置をとることといたしますので、いずれにしましても大きな影響は出ないと考えております。

庄野委員

よく分かりました。不利益は生じないということなんで、職員さんにとったら7割でも、きちんと勤務ができる、フルタイムで働くことができるということです。今は結構65歳といっても若い方々が多いし、健康でもっともっと働きたいという方々も多いと思いますので、その方々が県民のためにきちんと働いていけるように、これは65歳になるということで、私はよかったのかなというふうに思っております。そういう意味では、今まで苦勞してきた職員の方々がその力を存分に発揮できるような人事配置でありますとか、待遇面で不利益がないような状況とか、そんなことも考えて実施していただきたいと申し上げまして終わります。

古川委員

私からは、まず予算編成方針についてお聞きしたいと思います。

6月定例会でもスケジュール等をお聞きしました。今月6日に編成方針が発表されまして、11月2日を要求締切り、年末にかけて財政課で査定するというスケジュールが出ております。

方針としては、4月に知事選があるので骨格予算として義務的・継続的事業を基本的には出していく。ただ、コロナ物価高騰、防災等についても切れ目なくやっていく。肉付けは6月補正でやるけれども、ただ要求は上げていくということを聞いております。

こういった中で今回重点施策が明確に示されていないように思います。国、地方財政の動向とか徳島県の状況という形では書かれていますけれども、ここに力を入れてやっていくんだみたいないところがないのかなという気がしますが、このあたりはどのように考えていますか。

福岡財政課長

令和5年の当初予算の編成方針について、御質問を頂いてございます。

委員からお話があったように、令和5年度当初予算につきましては統一地方選挙が予定されておるといこともございまして、骨格予算として編成いたしたいと考えています。

重点施策というところでございますが、例えば2025年大阪・関西万博をマイルストーンといたしまして、既存事業の大胆な転換であったり、再構築、また国が掲げますデジタル田園都市国家構想や2050年のカーボンニュートラルの実現に向けてDX、GXの更なる加速化など、骨格予算ではあるんですが、こういった観点で時代の潮流をしっかりと捉えた予算となるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

古川委員

全部局に対する指針なのでなかなか示しにくい部分もあるかと思いますが、今本当に多重危機の時代と言われています。三つほどあると思います。一つはやっぱりコロナ、ウクライナの危機。いろいろなことが起こっています。また、二つ目はやっぱり温暖化による豪雨災害とか熱波とか様々な事象の危機です。また、日本においては少子高齢化、人口減少ということで、社会保障体制はじめ、日本の構造的な危機があります。この三つの危機、県知事もこれを国難と呼んでしっかり取り組むようには言っていますが、このあたりにしっかりと対応する予算編成をしていってほしいなと思っています。

特に、脱炭素の部分につきましては、今もありましたけれど、GXとか、新技術、水素とかそのあたりが言われがちなんですけれども、国は2030年までに46パーセント削減する、できたら50パーセントの高みを目指したいということで目標を設定しています。2030年までに水素とか新技術が本当に間に合うのかという部分があります。実効性を出すまでにはとても間に合わないと思います。それ以降になるんです。ですので、やはり2030年までにそれを達成できないと、1.5度はもちろん、2度目標までも絶対に難しくなるんです。このあたりをしっかりと財政課にも踏まえていただいて、日本の場合はやはり既存の技術、当然並行して新しい技術を求めていかなければいけないのですけれども、いわゆる太陽光パネルです。風力はなかなか難しいですから、太陽光パネルをとにかく公共施設での率先、また屋根置き、さらには農地のソーラーシェアリング、こういうところをしっかりと見て進めていってほしいと思っています。

徳島県の場合、大変いい面なんですけれど、施策は先取り先取りなんです。太陽光パネルの補助にしても本当に先取りで、県民の意識が高まった頃には使える補助金がない。今現在補助金がないという状況になっていますので、先取りというのは本当いいことなんですけれども、いざやろうとしたときに既にもうなくなっている。何か上付けされた後続的な使いやすい補助金ではなくなっているという部分がありますので、このあたりをもう一回見直していただいて、しっかりと進めていっていただきたいなと切に望んでいますので、よろしく願いいたします。

あと、この中で書かれている2点ほど気になったことをお聞きします。

一つは市町村との役割分担の最適化というところがあります。

確かに市町村との役割分担していかないかんし、応分の負担は当然求めていくべきだと思いますけれども、やはり市町村任せにするとしたら言い過ぎですけれども、市町村をどう動かしていくかという予算を付けていかないかんと思います。どうやって市町村を動かしていくか、これがなかなか今できていないと思うんです。だから、しっかり考えてほしい。

もう1点は、要求基準です。これはそれほどでもないんですけど、一般管理費、施設管理費は前年度予算以内ということで設定されていますけれども、この物価高の状況でどういような考慮をされているのか。実質マイナスシーリングになってしまうのではないかなというような気もします。

この2点について、ちょっとお聞きをしたいと思っています。

福岡財政課長

委員のほうから2点御質問いただいています。

まず1点目の市町村の役割分担、どのように動かしていくかという点でございます。

市町村との役割分担については、いろいろな分野で、県が負担するところ、市町村が負担するところというのがいろいろあるかと思えます。そこはまず自主的に取り組まなければいけないような事業につきましては、県がまず取り組んで協調補助をするかどうか、そういった部分も踏まえ、市町村の財政状況なんかも踏まえて、事業構築を考えていきたいと考えています。

あともう1点の要求基準でございます。

一般管理費などにつきましては、前年度予算以内ということにさせていただいていますし、あと維持補修経費などにつきましては、前年度予算のプラス5パーセント以内ということで、ある程度物価高騰なんかを吸収できる部分はあるのではないかと考えてございます。今後、予算要求があってヒアリングを進めていく中で、そういった声を踏まえていけたらと考えてございます。

古川委員

維持補修費のほうはプラス5パーセントと認めているので、あとは何とか努力でやってくれということかな。

最後、全般的なことなんですけれども、やはり今回の査定には難しいと思いますけれども、査定に臨んではやっぱり財政課も現場をしっかりと知ってほしいんです。現場主義ということを行っていますから。財政課もしっかりと現場を見て、その上で今年度はちょっと難しいかも分かりませんが、査定に臨んでほしいなと思います。

特に、政策的な事業につきましては、県民主導で県がサポートしていくというような体制が望ましいと思います。ですから、そういうような協働ができている事業なのかどうかということをしつかりと現場にも行って確認して、そういう上で本当に実効性のある事業については固定化されている事業であっても、きちんと存続をさせてほしいなという希望があります。このあたりもお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あと2点目は、人事課のほうなんですけれども、来年度の組織編成はどんなスケジュールで臨もうとしていますか。教えてください。

高崎人事課長

古川委員より、組織編成のスケジュールについて御質問を頂きました。

定期人事異動に合わせて組織の改編を行っております。例年でありまして4月の定期人事異動のときに組織編成をしているところでございます。令和5年度につきましては、選挙の年ではありますけれども、これまでは選挙の年は4月と5月の二段階異動としてきたところもございまして、現時点ではスケジュール的にはまだ決まっていない、未定ということでございます。

ただ、いずれにいたしましてもこれまでも二段階異動としてきた場合にも、4月の業務に支障が出ないように対応してきたところでございますので、そうなりましても適切に対

応ができる体制をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

古川委員

知事選の年ですけれど、まだちょっと未定ということなのですが、例年は大体いつ頃に各課から要望を出してもらって、いつぐらいまでに出してもらっていますか。

高崎人事課長

ただいま古川委員より、各課からの組織に関する要望のスケジュールについての御質問を頂きました。

例年でありまして、年末までにそれぞれ各部局から御要望を頂きまして、直接お話を伺うような機会を頂いております。またそれとは別に、今年度、例えば、組織改編をしたとか、大きな国の動きがあるものに対しては随時、意見交換といいますか、協議というものは進めていくところでございます。

古川委員

年末までに例年は出してもらっているということですか。

そういうようなスケジュールになる可能性も大きいかなと思いますけれども、今回、お願いしておきたいのは、国のほうでこども家庭庁が設置されます。さっきも言いましたが、本当に少子化は危機的状況なので、こども家庭庁で国のほうもトータルなプランを出してくると思うんです。だから今までの両立支援とか、教育負担の軽減、これはもう更に進めていくと思いますし、その上にやはりどうやって出生率を上げていくかと考えたときに、やっぱり女性の就労ですね。女性が妊娠、出産をしても円滑に職場に復帰でき、さらにはキャリアアップもしていけるような体制も作っていかないと、なかなか出生率は上がっていかないと、また若者の経済的基盤もしっかりと整えてもいかないと、なかなか出生率は上がっていかないと、思います。ですから、最低賃金の問題、非正規の処遇の改善の問題、また正規雇用を進める問題、そういうことも全て入ってくると思うんです。ですからこういったトータルなプランに対応できるような組織を考えてほしいと思います。

少子化は、去年はもう81万人まで減ってしまいましたので、このコロナ下で想定よりも6年早いと言われております。これが6年で終わるんならいいですけど、6年が12年になり、12年が24年になると、段々加速度的に進んでいったら大変な状況になりますので。ですから、人事課のほうも組織体制をしっかりと国の打ち出しに対応できる組織を考えてほしいなと思います。

それと子供については、やっぱり虐待の事案が全国的に出ていますので、やはりまだまだ児童虐待に更なる人員増、拡充をしていかないと状況だと思っておりますので、このあたりも含めて考えていかないと、思います。

もう一つはやっぱり新型コロナウイルス感染症です。

また正月前後に、次の波が来るかも分からんということで危機感を持たれています。正月前後については、今回の予算編成では当然間に合いませんけれども、新たな感染症のリスクも温暖化等の影響で高まっていると言われておりますので、やはり感染症に強い県体制を是非作っていただきたいと思っております。こういった中で、県としてはやはり保健所の体制

強化をどう進めていくか。この子供の部分、保健所の部分を課長としてはどのように考えているか。お聞かせ願えますか。

高崎人事課長

ただいま古川委員より、組織体制について御質問いただきました。

まず、こども家庭庁でございすけれども、国におきましては去る6月にこども家庭庁を設置する法案が可決成立し、強い司令塔機能を持つ新組織として令和5年4月に創設されるということになっております。

これまで子供関連の施策につきましては、内閣府であったり、厚生労働省であったり、文部科学省など複数の府や省庁にまたがって所管されることによりまして、政策決定までに時間が掛かる、迅速な対応ができない、また縦割り組織の弊害、十分な政策効果の発揮ができないなどの課題というのが指摘されてきたところでございます。

本県におきましては、そういった縦割り行政の是正であったり、課題解決といった観点から、先んじてこれまでも組織再編を行ってきているところでございます。

具体的には、平成26年度には子ども・子育て支援に加えまして、青少年の健全育成に関する施策を一体的に展開をするために、こども未来・青少年課を設置いたしました。また、県民との協働の下、実効性のある少子化対策を積極的に推進をするために、中央こども女性センターや徳島学院も合わせて保健福祉部から当時の県民環境部に移管いたしました。

また、平成27年度には、若い世代の結婚や出産の希望をかなえる環境整備をし、次世代育成の更なる好循環を創出するためということで、次世代育成・青少年課を設置するとともに、社会的課題となりました子供の虐待や、貧困対策にきめ細かに対応するために子ども・子育て支援室というのも設置いたしました。

また、さらに本年度につきましては、子ども青少年関連施策の連携とか調整を担う担当次長を未来創生文化部に新たに設置をし、児童虐待への対応、ヤングケアラー支援対策の強化に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、それ以外の関連部局間の連携というのでも重要であると考えておりまして、ヤングケアラー支援に関するプロジェクトチームであったり、徳島県家庭教育支援条例に関する情報交換会であったり、子供に関する政策を推進する連携会議というのも設置されておりまして、部局間の垣根を取り払い有機的に連携を進めているところと認識しております。

より一層、子供及び子育て当事者の視点に立った施策の企画立案、総合調整を担う体制、またこれから国がトータルなプランに対応できる組織というところを考えていくに当たりましては、こども家庭庁が担う役割であったり、新たな施策とアンテナを高く注視をするとともに、担当部局からも現状において課題がどういったところにあるのか、またどういった改善策があるのかといったことも、しっかりとお話を伺いながら次代を担う子供たちが社会から孤立することなく、夢と希望を持って成長できる社会の実現に向けて、より効果的な組織体制について、その整備に努めてまいりたいと考えております。

また、児童虐待対応のための体制強化というところでは、限られた職員数の中で喫緊の課題であったり、将来を展望した課題に迅速かつ的確に対応する体制を確保するために、例年そういったところには体制を強化する取組をしておりまして、令和4年度の定期人事

異動におきましては、児童虐待防止に向けた児童相談所の体制強化を図るために、中央こども女性センター、南部、西部それぞれのこども女性センターに計11名の増員、各センターに保健師の専任配置を行ったところでございます。

また、令和2年4月採用からとなりますが、児童福祉という新たな採用枠を設けまして、これまでに10名の職員を採用するとともに、来年度、令和5年4月からの採用におきましては、採用区分を福祉に改めた上で10名の採用を予定しております。福祉のスペシャリストとして児童はもとより、高齢者や障がい者福祉、生活困窮者支援など、複雑化、困難化をしております課題やニーズへの対応力強化を図るということとしております。

さらには、児童虐待への対応につきましても、警察との連携が重要ということで、警察官OBの会計年度任用職員を3か所の児童相談所に1名ずつ配置しております。

また、保健師につきましても、今年度は新たな感染症対策の中心となるということもございまして、令和4年度は過去最多となる18名を採用いたしまして、保健所への増員配置を行うとともに、令和5年度に向けましては、保健師、薬剤師、獣医師といった医療技術者の積極採用を進めているところでございまして、感染症対策に係る体制強化を図ることとしております。

これまでも新型コロナウイルス感染症対策に係る体制強化といたしまして、新たに感染症対策課であったり、ワクチン入院調整課を設置するとともに、感染症・疾病予防統括監をトップとした徳島版CDCを設置いたしまして、それぞれ感染症対策課が統括を担う感染症対策班、また、各保健所で構成する疫学調査・現場対応班、また、保健製薬環境センターを中心にスクリーニング検査を実施する検査班、ワクチン入院調整課が入院や宿泊療養の調整を担う医療提供対策班など6班で構成する連携体制を構築してきているところでございます。

こうした対策につきましても、これまで新型コロナウイルス感染症対策で得た知見等を生かしまして、国においても、内閣感染症危機管理統括庁（仮称）であります。そういった設置の動きもございまして、そういった国の動きもアンテナを高くして注視するとともに、これまでに新型コロナウイルス感染症対策で得た知見であったり、関係部局からの意見、声というのも踏まえまして、新たな感染症、また次の感染症対策にも対応できる体制についても検討を進めて、県民の皆様の命と健康を守るための組織体制の整備にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

古川委員

課長としてしっかりとした答弁を頂きました。今までも取り組んでいる、いっぱいやってきたことはこれからもしっかりとやっていきますと、これ以上はなかなか言えないのかなとは思いますが、やはり大胆な発想で、課長も言われたように定員に限りある中で、子供も保健所もとなると、どうやっていくのということになると思うんです。ですから本当にここはいろいろなことを考えて、特に保健所も感染症がないときにたくさんの人数を置いておけないわけですから、どうするのかということもあります。ですからこのあたりをしっかりと考えて、フレキシブルな体制をどう作っていくのか、ここは知恵の絞りどころだと思います。でも何とかやっていかないといけないと思いますので、課長にまた言うわけにもいかないの、部長はどんな考えをしているのかお聞きしたいんです。

岡島経営戦略部副部長

私も前任が人事課長でございましたので、私のほうからということでございます。

人事課長のほうからこれまでの取組ということで御説明をさせていただきました。限られた人員の中でやっていくということは、非常に我々もいつも苦慮しているところでございます。どうしても増員するところがあれば、少し我慢をしていただくというような形で、毎年取組を進めてきているところでございます。

これからも基本路線については、余り変わらないと思いますけれども、これまで以上に、やはりめりめりを付けてやっていかなければいかんなどというところがございます。喫緊の課題と言われている課題というのが、もちろん子供もそうですし、感染症もそうですし、従来おっしゃっていただいている危機管理の部分もそうですし、スポーツのほうもでございますし、県にもいろいろな課題があります。その辺を全体的よく俯瞰^{ふかん}しまして、県民の皆様がどういうふうな御希望を持たれて、どういうことに期待されているのかというのも含めて十分考えながら、人事異動、人事配置、組織体制の整備に取り組んでまいりたいと思います。

これまで以上に非常に難しい取組をしていかなければいけないので、改めて古川委員から言われたことについて、言葉が適切かどうか分かりませんが、もう一度気合を入れ直して、やってまいりたいと考えてございます。

古川委員

やはり、今までの発想では限界があるかなと思います。

例えば、地域に出ていく。保健所もそうですし、児童虐待なんかもそうですよね。児童虐待ケースワーカーなんかもそうです。仕事を地域ごとに割り振るというのも一つの方法かなと思います。仕事分かっている人をたくさん置いておいて、いざとなったときに集中させるというのも一つの方法かなと思いますので。そういうこともしっかり考えて、やってほしいなと思います。

東条委員

今回、「未知への挑戦」とくしま行動計画の評価というのが出されているんですけども、一覧になっている中で要改善という項目があるんです。この要改善となったのは、どういうようなところがそういうふうになっているのか、もう少し詳しく説明していただけたら有り難いです。

福田監察局次長

東条委員から、評価戦略会議の評価結果ということで、行動計画の中の要改善というところについての御質問を頂いたところでございます。

今回、行動計画では91の施策につきまして施策ごとに評価を行いまして、その中での要改善が九つあったということでございます。

主な施策を申し上げますと、まずターゲット1でございます。

未来へ雄飛！「笑顔とくしま・県民活躍」の実装、こちらでは、アクティブシニアの活

躍推進の1施策が要改善となっております。ターゲット2

では「強^{じん}靱とくしま・安全安心」の実装ということで、感染症対策の充実強化など2施策が要改善となったところであります。またターゲット3「発展とくしま・革新創造」の実装ではグローバル人材の育成の関係など2施策で要改善、ターゲット4の「躍動とくしま・感動宝島」の実装ではあわ文化による文化と経済の好循環などの3施策が要改善、ターゲット5の「循環とくしま・持続社会」の実装におきましては、水素エネルギーの社会実装というところで、こうした施策が要改善となったところであります。

もう少し具体的に申し上げますと、ここの要改善となったものの要因といたしましては、やはり新型コロナの影響があったものと考えてございまして、まず先ほどのターゲット1のアクティブシニアの活躍推進でいいますと、まなび一あで生涯学習や主催講座をいろいろ実施していますけれども、こちらが新型コロナの影響によって、各種講座の中止が多数あったこと、ターゲット2で感染症対策と先ほど申し上げましたけれども、新型インフルエンザ等の感染症の対策訓練を予定していたんですけれども、やはりコロナ対策を優先するといったことで、その実施を見送ったといったようなこと、ターゲット3では、グローバル人材の育成と申し上げましたけれども、こちらは高校生の留学者数などを数値目標にしていますけれども、新型コロナの影響で海外の渡航が中止になったといったことで、こういった目標も数値が上がらなかったということであります。先ほどのターゲット4の文化と経済の好循環の主要事業でございましたら、とくしま夏の音楽祭などいろいろなイベントが新型コロナの影響で開催が中止になったとか、そういったようなことが要因としてございます。

最後に、水素エネルギーの社会実装では燃料電池船の試験導入ということを予定していたんですけれども、こちら新型コロナの影響もございまして、水素関連技術の開発の進捗の遅れがあったといったようなことで要改善といった評価になったということでございます。

東条委員

91項目の中で、今回、コロナという形でいろいろなイベントとか、講座とかそういうものが開催できなかった点で要改善になっているというのがおおむねそうなんですよね。分かりました。

そうしたら、順調若しくはすごく評価が高かったとかいうのがお分かりになりますか。こういうのが順調で好評だったというのは、すぐ分かりますか。項目が多いからなかなか難しいかも分かりませんが。

福田監察局次長

順調というものについての御質問でございます。

順調は、91施策のうち62施策と非常に多いので、何点か挙げさせていただきますけれども、ターゲットの1では、若者「とくしま回帰」魅力ある地域づくり、本省・本社機能の移転促進、ターゲット2でございましたら、安全・安心な地域医療体制の充実といったような施策、ターゲット3の光関連産業の新展開、ターゲット4ではスポーツ施設の世界標準化、ターゲットの5では「地産地消」推進プロジェクトの推進といったようなもの、ほ

かにも多数ありますけれども、順調とされたところでございます。

東条委員

やはり順調という評価を頂いているという状況もすごく大事だと思うんです。これはこれで特徴を生かしながら進めていっていただく。また、要改善という部分に関しては、検証しながら、今回コロナということで、いろいろなものが開催できなかったという実態があるということも踏まえてですけれども、今後、改善に向けて、コロナ下であってもどうすれば参加してもらったり、事業ができるかというのを検討していただくという方向で、多岐にわたる取組ですけれども、それぞれが評価を得られるような結果を出していただくよう要望して、ちょっと要改善のところが気になったので聞いてみました。

福田監察局次長

この評価の結果の今後について少し御案内させていただこうと思います。

今回、委員さんからの評価や意見、提言に重きを置く評価として実施され、この評価報告書の3ページ、4ページのほうにいろいろな意見の内容も記載させていただいております。

こうした意見、提言を踏まえまして、評価戦略会議から今後、提言書を取りまとめまして、総合計画審議会、“挙県一致”協議会に提言をさせていただき、今後の見直しに生かされるということです。

計画の中身につきましては、政策創造部で所管しておりまして、それぞれの担当部局の内容をお伝えし、計画の見直し、新規の事業、施策に反映されていくといったことになってございます。

増富委員長

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

秘書課長がおいでしているのでお尋ねします。

今庁議の記録というのは取られておりますか。それから、知事の公務日程についてのメモというのは公文書扱いにしていますか、2点お答えください。

以西秘書課長

ただいま扶川委員から、庁議の記録について御質問を頂きました。

庁議の開催記録は作成いたしておりまして、ホームページにおいても公表させていただいております。

公務日程につきましても、県のホームページに知事の活動記録というコーナーを設けておりまして、そちらで公表をさせていただいております。

扶川議員

恐らく、ホームページに出ているぐらいですから庁議は議事録じゃないでしょう。

それから公務日程については、公務の全ては載っていないですね。これは確認済みです。訴訟までやりましたから。

何が言いたいかというと、要は意思形成過程の記録というのをきちんとやらないと検証できないんです。今回も特別交付税の問題を本会議で取り上げて、知事に指示していませんねとお尋ねしたら、していませんとお答えいただきましたけれど、庁議の議事録が残っていないと検証できません。いつものように、あの黒塗りの記録を見たんですかってね、日程とか、どのタイミングで誰にどう説明を受けたとかね。

やっぱり意思形成過程をはっきりさせないと責任の所在がはっきりしない。だからこれを、担当課、所管課に任せておいただけでは駄目です。一般的なガイドラインを作るのは当然のことですが、お手盛りじゃ駄目なんです。第三者的な人、これは令和2年2月の総務委員会で私が発言していますけれど、日弁連の提言に沿って国の文書管理に関する組織体制を強化して、従来の省庁任せでなく共通の基盤で各省庁の上に立って管理できる仕組みを作っておりますが、それでも局長級の官僚では、大臣や政務官という自分より高い地位の者に対する行政文書の管理状況を監視できるか甚だ疑問だと日弁連が意見しています。徳島県の場合は、外部の弁護士なんかに関与していただいて独立した権限を持つ公文書管理の組織を整備していただきたいということを申し上げました。要は第三者的な人がちゃんと管理できているか。あるいは、管理が不十分だという意見が県民から、あるいは議会から挙がったら、それについて権限を持って、それぞれの所管課の管理状況を点検できる仕組みが是非必要だと私は思います。そうでないと機能しないですよ。このあたりをどのようにお考えか教えてください。

美原法制文書課長

ただいま扶川議員から、公文書を管理する第三者機関の設置が必要ではないかといった御質問を頂いております。

国の公文書管理法の定義でございますけれども、先ほど須見委員に御説明をさせていただいたものと重複するものでございますが、国の公文書管理法につきましては、内閣総理大臣改善勧告、改善措置に対する報告義務などの権限を付与しております。こちらにつきましては、内閣に総合調整権等を付与しているということから導かれるものでございます。

一方、都道府県におきましては、地方自治法におきましても知事部局や議会事務局をはじめ、他の実施機関は独立の関係にございます。行政委員会とは独立して権限を行使するものとなっております。このため、条例制定済みの他県でも条例で知事や第三者機関に同様の調査権限を与えている事例はございません。このため条例素案におきましては、公文

書の管理が適正に行われることを確保するため、各実施機関において公文書管理規程を設け、文書の管理状況を公表するといった取扱いをしているところでございます。公文書管理条例が制定されたといえども、この管理規程に基づきまして、それぞれの実施機関において文書管理の適正確保が図られるものと考えております。

現在の知事部局におきましても、各所属長が各課における公文書の管理を総括するほか、各所属に文書取扱責任者と文書整理担当者を配置し、適正な文書管理に努めておりまして、条例が制定施行となった場合にも、条例に基づいた公文書管理が各実施機関において適正に確保されていくものと考えております。

扶川議員

後の部局で議論したいので、ここで長々はやれないんですけど。では、どういう文書を、庁議のこととか、公務日程の全てを記録しようとか、あるいは日程調整の際の知事と職員との間のメモも公文書だから保存してほしいということが私の意見です。

担当課が決めたものが意思形成過程の文書だというふうに見なされるか、見なされないかということ客観的な立場で誰が審査するんですか。文書管理課などが権限を持って、これは条例に合わないよということ言えるわけですか。教えてください。

美原法制文書課長

ただいま扶川議員より、誰が意思形成過程の文書かを確認するのかといった御質問を頂いたところでございます。

現在の公文書管理規則による運用では、意思決定にあつては軽微なものを除き文書を作成しなければならないということを記載しております。個別具体の事案における公文書作成につきましては、施策や事業、経緯について熟知している担当部局において判断しているところでございます。

先ほど須見委員に御説明させていただいたものと重複するものではございますけれども、公文書管理条例の素案におきましては条例の目的を達成するため、意思決定過程や事務事業の実績に至る経緯を合理的に跡付け、又は検証することができるよう文書を作成しなければならないとしていることとございます。これに当たりましては、条例所管課として、国の通知等に準じ、ガイドラインで文書作成の指針などを示すということを考えております。

一方、個別の事業業務に関する文書の作成につきましては、何が意思決定過程であるとか、事務事業の実績に係るものであるかどうか、その事案が軽微であるのかどうかということ考へ、業務の所管課において判断されるものと考えております。その点では、現行の取扱いと変更するといったことにはならないと考えております。

ただ、条例が制定された場合におきましては、施行後に主務課において条例に沿った運用が円滑にできるよう条例の趣旨やどういったものを作成するかといったことを示したガイドラインにつきまして、研修等により周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

扶川議員

駄目ですよそんなの、何も変わらないじゃないですか。

所管課がやっていることが不十分だから、私はいろいろ意見を申し上げてきたんです。判断は所管課に任せてしまう、そっちが熟知しているなんて、制度を熟知しているというのは意味が違います。情報公開制度だって、私この後議論したいと思うんで、もう言いませんけれど、所管課任せはお手盛りになります。駄目です。絶対反対です。

それから県民共有の知的資源として県民が主体的に利用し得るものなんてね、し得るなんて弱すぎます。これは権利です。公文書は主権者である国民、県民が行政に、知る権利を持って点検できる、非常に大事な書類ですよ。もう時間ないので5分しかなくなってしまったので、次の部局で議論できなくなるのでやめますけれど、不満です。終わります。

増富委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号、議案第6号、議案第22号

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時00分）